

東京消防庁 大和市 消防相互応援協定

協定締結日 昭和54年1月23日

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づく東京消防庁（以下「甲」という。）と大和市（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は次のとおりとする。

(1) 普通応援

別表に定める区域内に発生した火災について甲乙いずれかから応援があった場合は、原則として応援側から1隊出場するものとする。

(2) 特別応援

前号にかかわらず甲乙いずれかの管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生し、応援を必要とする場合は被応援側の長の要請又は、応援側の消防長の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動について、速やかに現場最高責任者に報告するものとする。

第6条 この協定を実施するために必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

(1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

(2) 前号以外の経費は被応援側の負担とする。

第7条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

付 則

この協定は、昭和 5 4 年 2 月 1 日から効力を生ずる。

昭和 5 4 年 1 月 2 3 日

甲 東京消防庁消防長
消防総監 味 岡 健 二
乙 神奈川県大和市
市 長 遠 藤 嘉 一

附 則

この協定は、昭和 6 1 年 3 月 1 日から効力を生ずる。

昭和 6 1 年 2 月 2 2 日

東京消防庁消防長
消防総監 中 條 永 吉
大 和 市
市 長 遠 藤 嘉 一

附 則

この協定は、平成 1 8 年 1 1 月 2 0 日から効力を生ずる。

平成 1 8 年 1 1 月 2 0 日

東京消防庁
消防総監 関 口 和 重
大 和 市
市 長 土 屋 候 保

附 則

この協定は、平成 2 8 年 7 月 1 8 日から効力を生ずる。

平成 2 8 年 7 月 1 4 日

東京消防庁
消防総監 高 橋 淳
大 和 市
市 長 大 木 哲

別表

東京消防庁側の応援区域	大和市側の応援区域
大和市のうち 中央林間二丁目 中央林間四丁目 中央林間六丁目 林間一丁目 林間二丁目 鶴間一丁目 鶴間二丁目 つきみ野一丁目 つきみ野二丁目 つきみ野三丁目 つきみ野四丁目 つきみ野五丁目 つきみ野六丁目 つきみ野七丁目 つきみ野八丁目 下鶴間一丁目 下鶴間二丁目 下鶴間のうち小田急電鉄軌道東側	町田市のうち 鶴間一丁目 鶴間二丁目 鶴間三丁目 鶴間四丁目 鶴間五丁目 鶴間六丁目 鶴間七丁目 鶴間八丁目 南町田一丁目 南町田二丁目 南町田三丁目 南町田四丁目 南町田五丁目